

対象業種

対象となる事業者の要件のうち対象業種は以下に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。環境保全条例に基づく業種は化管法に基づく業種と同一です。

表 化管法に基づく業種一覧

政令 番号	業 種	政令 番号	業 種
1	金属鉱業	5	ガス業
2	原油・天然ガス鉱業	6	熱供給業
3	製造業 (全製造業)	7	下水道業
		8	鉄道業
		9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
		10	石油卸売業
		11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディンシャーに封入された物質を取り扱うものに限る。）
		12	自動車卸売業（自動車用エアコンディンシャーに封入された物質を回収するものに限る。）
		13	燃料小売業
		14	洗濯業
		15	写真業
		16	自動車整備業
		17	機械修理業
		18	商品検査業
		19	計量証明業（一般計量証明業を除く。）
		20	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
		21	産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
		22	医療業※
		23	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
		24	自然科学研究所
4	電気業		

※医療業は平成 23 年度の届出（平成 22 年度把握分）から対象業種となります。

また、公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象となります。